

## 1. 厚生労働省が「過重労働解消キャンペーン」を実施 ～11月より実施～

厚生労働省では、9月30日に設置した「長時間労働削減推進本部」の決定を踏まえ、11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施すると発表しました。近年、長時間労働に伴う残業代の未払いや従業員の健康問題が労使トラブルの主要な原因の1つとなっていますが、キャンペーン実施による長時間労働の削減と労使トラブルの減少が期待されます。キャンペーンの内容は「日本再興戦略改訂2014」に「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれ、同月に「過労死等防止対策推進法」が成立するなど、長時間労働対策の強化が重要課題となっています。

そこで、同キャンペーンでは、主に以下の取組みが予定されています。

- (1) 労使の主体的な取組みの促進 : キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官による協力要請を行う。
  - (2) 重点監督の実施 : 若者の「使い捨て」が疑われる企業や長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場などへ監督指導を行う。
  - (3) 電話相談の実施 : 11月1日に「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施。
  - (4) 企業における自主的な過重労働防止対策の推進 : 企業の労務担当責任者などを対象に、全国8カ所(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡)で計10回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施する。
- なお、厚生労働省のホームページでも、キャンペーンに関連したリーフレットをダウンロードすることができます。



## 2. 年金の繰り上げ繰り下げ いつから損? 得?

国民年金の老齢基礎年金は通常65歳から受給ができますが、本人の希望により受給開始年齢を60歳から65歳になる前の間に1ヶ月単位で繰り上げることができ、65歳から70歳までの間に同じく1ヶ月単位で繰り下げることができます。年金の繰り上げを選んで場合には1ヶ月の減額率0.5%×繰り上げ月数の計算額が65歳からの年金額から減額されて支給され、繰り下げを選んで場合には1ヶ月の増額率0.7%×繰り下げ月数の計算額がこちらは増額されて支給されることとなりますが、はたして何歳まで受給をしたときに累計額が65歳からの累計額に比べて損をするのか、得をするのか60歳での繰り上げ、70歳での繰り下げで計算してみましょう。

60歳繰り上げは0.5%×12月×5年で30%の減額支給となります。26年度の老齢基礎年金の満額772800円を77万円として77×0.7=53.9で54万円が繰り上げ支給されます。年77万円の年金を受給した人に対してその5年前から年54万円の年金を受給した人がいるときにX年後にトータルの年金額が同じになると77X=54(X+5)=54X+270  
77X-54X=23X=270 X=270÷23=11.739... 年金は2ヶ月ごとの支給ですから76歳と何ヶ月で追いつきますが、切り上げて12年後の77歳のときには総受給額が60歳繰り上げに追いつきます。次は70歳繰り下げですが0.7%×12月×5年で42%に増額されます。77×1.42=109.34で109万円が繰り下げ支給額です。年77万円の年金を受給した人に対してその5年後から年109万円の年金を受給した人がいるときにX年後にトータルの年金額が同じになると77X=109(X-5)  
=109X-545 109X-77X=32X=545 X=545÷32=17.03125 切り上げて18年後の83歳のときには総受給額が70歳繰り下げに追いつかれてしまいます。

以上のことから、77歳まで生きる自信がないというなら繰り上げを、83歳から先もつと長生きをするよというなら繰り下げをした方がお得ということになりますが、人の寿命なんて分かりませんからね「取らぬ狸の～」とならないようご注意ください。

### ● 編集後記 ●

小学校生活最後となる運動会を観に行きました。6年生の出し物は『組体操』。世間では組体操による事故が問題視されている中、前から練習していた全員ピラミッドが中止になるのではと心配もしましたが、無事全て演技をし、全員一丸となって大成功！子ども達も保護者も感動の涙で幕を閉じました。この体験から多くのこと学んだことでしょう。最近は危険を回避するあまり、危なそうなら全て中止する傾向がある気がします。事故防止に向けた指導ができるように先生の研修を行うなど、環境を整えることが必要だと思いました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
 三鷹市下連雀 3-38-4  
 三鷹産業プラザ 307  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)